

健康福祉委員会資料

【追加資料】

(消防局関係)

所管事務の調査（報告）

（１）消防艇（第５川崎丸）の更新について

平成３０年２月１日

消 防 局

《川崎港湾及び周辺沿岸部における災害発生時の応援体制について》

東京湾消防相互応援協定

1 協定主旨

この協定は、協定都市の港内及びこれらに関連する沿岸施設等で大規模災害等が発生した場合、協定都市による速やかな応援体制を確立し、被害を極限するものです。

2 協定都市

東京消防庁・千葉市消防局・横浜市消防局・市川市消防局・川崎市消防局

3 協定締結年月日

- (1) 昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市、横浜市間で締結
- (2) 平成2年6月1日市川市が協定都市に参入し制定

4 対象となる災害

船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災危険物の流出事故及び大規模な危険物施設の火災

5 訓練実績

幹事都市（5都市）による持ち回りにより、毎年1回合同訓練を実施。

平成29年度は川崎市が開催し、同年11月15日（水）東亜石油株式会社東扇島地区に於いて実施

※ 平成29年度訓練参加機関

東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、各々消防艇1艇 ヘリコプター1機

市川市消防局 消防艇1艇

海上保安庁巡視船2艇、神奈川県警察本部警戒艇1艇、川崎市港湾局1艇

川崎海上共同防災協議会作業船舶2隻

東亜石油自衛消防隊1隊、扇島共同防災協議会1隊

横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定

1 協定主旨

京浜港のうち川崎港港域において発生した船舶火災の被害を極限するため、締結した業務協定。

2 協定先機関

横浜海上保安部

3 協定締結年月日

昭和46年3月1日業務協定制定

4 対象となる災害

川崎港々域に係留された船舶